

○日本国憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○放送法

(目的)

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(番組基準)

第三条の三 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

○電気通信事業法

(検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(基本理念)

第三条

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

【表現の自由に関する裁判例】 最大判平成元・3・8 法廷メモ訴訟事件

【裁判所の判決（抜粋）】

- ・ 憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。そして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである。

【報道の自由に関する裁判例】 最大決昭和44・11・26 博多駅テレビフィルム提出命令事件

【裁判所の決定（抜粋）】

- ・ 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。

【表現の自由に関する裁判例】 最大判昭和44・10・15 悪徳の栄え事件

【色川裁判官の反対意見（抜粋）】

・ 憲法二一条にいう表現の自由が、言論、出版の自由のみならず、知る自由をも含むことについては恐らく異論がないであろう。 辞句のみに即していえば、同条は、人権に関する世界宣言一九条やドイツ連邦共和国基本法五条などと異なり、知る自由について何らふれるところがないのであるが、それであるからといって、知る自由が憲法上保障されていないと解すべきでないことはもちろんである。けだし、表現の自由は他者への伝達を前提とするのであつて、読み、聴きそして見る自由を抜きにした表現の自由は無意味となるからである。 情報及び思想を求め、これを入手する自由は、出版、頒布等の自由と表裏一体、相互補完の関係にあると考えなければならない。ひとり表現の自由の見地からばかりでなく、国民の有する幸福追求の権利（憲法一三条）からいつてもそうであるが、要するに文芸作品を鑑賞しその価値を享受する自由は、出版、頒布等の自由と共に、十分に尊重されなければならないのである。当該作品が芸術的・思想的に価値の高いものであることについて、それが客観的に明白でほとんど異論あるを見ないときはもちろん、通常一般の作品にあつても、特段の事情のない限り、これらが自由に出版、頒布され且つ自由に読まれてこそ、文化の進展が期待されるのである。かかる作品の頒布等が社会の性秩序に何らかの好ましからざる影響を及ぼすものであるとしても、その作品を出版し、これを鑑賞せしめることに、より大なる社会的価値がある限り、その頒布等をとらえて、これを刑法一七五条に問擬することは、結果において表現の自由を侵すことになるというべきである。そうである以上、かかる行為を刑法一七五条に問うことは憲法上許されないところであり、したがつて、上記の作品も同条にいう猥褻の文書には当たらないということになるであろう。

「新法学ライブラリー2 憲法 第4版」(新世社、長谷部恭男著)

P201-202, P216-217

8.1.3 表現の自由

(1) 表現の自由の保障根拠

(a) 民主的政治過程の維持

・ 自由な表現活動は情報の受け手にさまざまな利益をもたらす。とりわけ強調されるのは、民主的な政治過程を維持するうえで、表現の自由が果たす役割である。さまざまな政策、意見、批判、さらに事実の報道により十分な情報を得ることで、市民は議員の選挙など各種の投票や大衆行動などを通じてその意思を政治に反映することが可能になる。政治に参加する市民に十分な情報を提供すること、つまり国民の「知る権利」にこたえることが本来の目的であり、情報の送り手の自由はその重要な手段として保障されることになる。

(3) 知る権利とマスメディア

(a) マスメディアの自由と規律

・ 現代社会におけるほとんど独占的な情報の送り手であるマスメディアが表現の自由を享有する根拠は、マスメディアの表現活動が、国民の知る権利に奉仕し、その帰結として民主的政治過程の維持や受け手となる個人の自律的な生を支える基本的情報の提供など、社会全体の利益を実現することにある。

【通信の秘密に関する裁判例】 大阪地判H16. 7. 7判決 NTT電報事件

【事案の概要】

NTTが、ヤミ金業者が発信した脅迫的内容の電報を受信し配達したことについて、NTTは脅迫文言を含む電報を覚知した場合には、電報の受付や配達を拒否する義務があったのにこれを怠ったとして、受信者が損害賠償を求めた。

【裁判所の判断要旨－請求棄却】

- ・ 原告がNTTに求める行為は、通信事業者を求めることが適当でないのみならず、かえって公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である。
- ・ 電気通信事業法に規定する電気通信事業者の提供する役務の内容として予定されているのは、あくまでも物理的な通信伝達の媒体ないし手段として、発信者から発信された通信内容をそのまま受信者に伝達することである。（略）けだし、電報のような公共的通信手段が、通信事業者の目に触れることが避けられないものであるにも関わらず広く利用されているのは、通信事業者が通信内容に一切関知しないことが社会一般に認知・信頼されているからである。
- ・ ある電報が犯罪的な内容であるか否かを把握するためには、全電報を審査の対象としなければならない、結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。なぜなら、通信の内容が逐一吟味されるものとする、情報伝達の萎縮効果をもたらし、自由な表現活動ないし情報の流通が阻害されるからであり、憲法が保障する基本的人権としての通信の秘密の保護の核心は、通信内容が第三者に把握・審査されない点にある。
- ・ 電気通信事業に従事する者が通信の秘密保護に違反した場合に罰則の刑が加重されているのは、電気通信事業者による通信の秘密への侵害の危険が、その性質上一般人によるものに比較して一層高いものであることに鑑み、これを強く禁止する趣旨である。
- ・ 原告らの主張は、現行制度上許されない作為義務を被告らに求めるものであり、被告らないしその従業者らに原告ら主張の措置を採るべき法的義務を認める余地は全くない。

【検閲の禁止に関する裁判例】 最大判昭61.6.11判決 北方ジャーナル事件

【事案の概要】

日本の公職選挙の候補者が裁判所に対し名誉棄損に当たる出版物の出版の事前差し止めを求め、これを認められた相手方の出版者が、表現の自由、事前差し止めによる検閲に当たるとして損害賠償を求めた。

【裁判所の判断要旨－請求棄却】

憲法二十一条二項前段は検閲の絶対的禁止を規定したものであるが、雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差し止めは、表現物の内容の網羅的一般的な審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われるものとはいえず、検閲には当たらない。

名誉侵害の被害者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して侵害行為の差し止めを求めることができるが、表現行為による名誉侵害については、個人の名誉の保護（憲法一三条）と表現の自由（同二一条）の調整を要する。民主制国家は国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができること等を存立の基礎としており、表現の自由とりわけ公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない。ただし、表現の自由は無制限に保障されるのではなく、他人の名誉を害する表現は表現の自由の濫用であって、規制することを妨げない。

表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物はその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであること等から、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容される。

人格権としての名誉権に基づく出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差し止めは、右出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関するものである場合には、原則として許されず、その表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときに限り、例外的に許される。

公共の利害に関する事項についての表現行為の事前差し止めを仮処分によつて命ずる場合には、原則として口頭弁論又は債務者の審尋を経ることを要するが、債権者の提出した資料によつて、表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であり、かつ、債権者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があると認められるときは、口頭弁論又は債務者の審尋を経なくても憲法二一条の趣旨に反するものとはいえない。